

質 問 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市消防局長

応募申込予定者

住所（又は所在）

氏名（又は名称）

（代表者名）

印

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

質問事項	質問内容

一般競争入札参加申込書

横浜市契約事務受任者
横浜市消防局長

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名） 印

代理人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名） 印

担当者氏名
電話番号
FAX番号

令和 年 月 日執行の横浜市市有財産（金沢区柴町土地）の貸付公募（二段階競争入札）に参加したいので、現地を確認し、募集要項を了承のうえ、入札参加を申し込みます。

種 別	土 地	新 規
表 示	金沢区柴町343番12	
	地 目 宅地	地 積 897.69㎡

【添付書類】

- 個人の場合 (1) 印鑑登録証明書 (2) 国税の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税）
(3) 横浜市税の納税証明書（個人市民税、固定資産税） (4) 身分証明書（破産者でないことの証明） (5) 登記されていないことの証明
- 法人の場合 (1) 法人登記 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） (2) 代表者の印鑑証明 (3) 法人役員名簿 (4) 国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税） (5) 横浜市税の納税証明書（法人市民税、固定資産税） (6) 財務諸表の写し

※ 事業計画書及び土地利用計画書（利用目的詳細を記載した書面）も添付してください。

事業計画書及び土地利用計画書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市消防局長

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）
担当者氏名
電話番号
FAX番号

印

事業計画及び土地利用計画は次のとおりです。

種 別	土 地 ・ 建 物	新 規 ・ 継 続
表 示	金沢区柴町343番12	
	地 目 宅地	地 積 897.69㎡
使用目的		
理 由		
希望貸付 期 間		
貸 付 料	別途入札により決定	
添付書類	計画図面は別紙のとおり	

委任状

受任者 住所（又は所在）

氏名

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市市有財産（金沢区柴町土地）の貸付公募（二段階競争入札）に関する一切の権限

種 別	土 地	新 規
表 示	金沢区柴町343番12	
	地 目 宅地	地 積 897.69m ²

令和 年 月 日

委任者 住所（又は所在）

氏名

実印

添付資料 個人の場合：印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

入 札 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市消防局長

入札者 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

印

代理人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名）

印

一般競争入札による市有財産の貸付について、公募実施要領に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

種 別	土 地	新 規
物 件	金沢区柴町343番12	
	地 目 宅地	地 積 897.69m ²

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

- 1 入札金額は、1 か月間の貸付料で記載してください。
- 2 入札金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 3 入札金額を書き損じた入札書は、無効となります。
- 4 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- 5 代理人の方が入札される場合は、委任状が別途、必要となります。
- 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 7 実印を押印してください。

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

横浜市長

申込人 住所（又は所在）
氏名（又は名称）
（代表者名） 印
担当者氏名
電話番号
FAX番号

次のとおり普通財産（土地）の貸付けを願いたく、関係書類を添えて申請します。

種 別	土 地 ・ 建 物	新 規 ・ 継 続
表 示	金沢区柴町343番12	
	地 目 宅地	地 積 897.69㎡
使用目的		
理 由		
希望貸付 期 間		
貸 付 料	別途入札により決定	
添付書類	(1) 事業計画書及び土地利用計画書 (2) 使用前の写真（契約日に提出） (3) その他必要な書類	

誓 約 書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者
横浜市消防局長

住 所：
商号又は名称：
代表者職氏名： 実印
代理人氏名： 実印
担当者氏名： (実印)

私（法人の場合、法人及び役員）は、横浜市が横浜市暴力団排除条例（以下「市条例」という）に基づき、公有財産の売買契約（貸付契約）、無償譲渡契約及び交換契約に関する事務から、市条例第2条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項若しくは第2項に違反する者を排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 市条例第2条第2号に定める暴力団
 - (2) 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第2条第5条に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 市条例第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- 2 私（法人の場合、法人及び役員）は、上記1に該当する者でないことを確認するため、横浜市から私（法人の場合は役員）の氏名、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。また、横浜市が必要と認めた場合、それらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

※ 注意事項

個人の方は担当者氏名を氏名（個人）に読み替えて記載し、実印を付してください。
なお、担当者の実印は不要です。

横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市区条例第51号）（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約に関する事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（次条に規定する事業に関する事務を除く。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）（抜粋）

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。